

九州農政局工事成績等評定実施要領

(目的)

第1 この要領は、九州農政局が所掌する請負工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 工事成績等評定（以下「評定」という。）の対象は、原則として予定価格が250万円を超える請負工事とする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で九州農政局長（以下「局長」という。）が評定を行う必要がないと認めたものにあっては、この限りでない。

(評定内容)

第3 評定内容は、次に掲げる内容に区分するものとする。

なお、工事技術的難易度評価及びVE提案等評定は本要領によるほか、それぞれ別添1の「工事技術的難易度評価実施要領」及び別添2の「VE提案等評定実施要領」によるものとする。

- (1) 工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績（以下「工事成績評定」という。）
- (2) 構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事の技術的難易度（以下「工事技術的難易度評価」という。）
- (3) 企業からのVE提案に基づく工事施工状況、目的物の品質を評価するVE提案に係る施工（以下「VE提案等評定」という。）

(評定者)

第4 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 会計法第29条の11第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあっては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあっては「検査職員」という。）
- (2) 当該工事を所掌する事業所、事務所（九州農政局会計事務取扱細則（昭和47年7月7日付け47九総第620号）第2条に規定する事業所等をいう。）の長（以下「事業（務）所長」という。）
- (3) 当該工事を担当する九州農政局総務部会計課長（以下「会計課長」という。）

(評定の方法)

第5 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、工事内容の確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる監督職員及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合は、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。
- 3 工事成績評定の採点は、別紙－1－1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は、別紙－1－2「細目別評定点採点表」により行うものとする。
- 5 評定結果は、別記様式1「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 6 評定にあたっては、別紙2から別紙8までの「工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（監督職員用、検査職員用、事業（務）所長用）」及び別紙9－1～6「施工プロセスのチェックリスト」を作成し、別紙10「出来形及び品質のばらつき」と併せて評定の参考とするものとする。
また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関する評定にあたっては、受注者の実施状況を十分に把握した上、行うものとする。

(評定の時期)

第6 評定の時期は、会計課長、事業（務）所長及び監督職員にあっては、工事が完成したとき、検査職員にあっては、検査を実施したときとする。

(評定結果の提出)

第7 評定者は、支出負担行為担当官（代理官含む。）が契約した工事にあっては局長に、分任支出負担行為担当官（代理官含む。）が契約した工事にあっては、当該工事を担当する事業（務）所長に、工事成績評定表を遅滞なく提出するものとする。

2 事業（務）所長は、前項の規定により受理した評定結果について、遅滞なく局長へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8 局長又は事業（務）所長は、評定者から工事成績評定表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して別記様式2（工事成績評定通知書）並びに別記様式2の別表1「項目別評定点」及び別表2「工事技術的難易度項目別評価表」により、評定結果を遅延なく、通知するものとする。なお、別記様式2の別表1「項目別評点表」は、別紙－1－2「細目別評定点採点表」より、別表2－1「工事技術的難易度項目別評価表（土木・建築）」又は別表2－2「工事技術的難易度項目別評価表（施設機械）」は、「工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1－1「工事技術的難易度評価表（土木・建築）」又は同要領別記様式第1－2「工事技術的難易度評価表（施設機械）」より転記するものとする。

(評定の修正)

第9 局長又は事業（務）所長は、第8及び別添2「VE提案等評定実施要領」第7の

規定により評定の結果を通知した後、かしの判明等により当該評定を修正する必要があると認めたときは、修正するものとし、修正した評定結果について、当該工事の受注者に対し遅滞なく、通知するものとする。

(評定内容の説明等)

- 第10 第8及び第9による通知を受けた受注者は、通知を受けた日の翌日から10日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により、局長又は事業（務）所長に対して、評定の内容について説明を求めるものとする。
- 2 局長又は事業（務）所長は、前項の規定により評定の内容について説明を求められた場合は、書面を受理した翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。
- 3 局長又は事業（務）所長は、前項の回答を行う場合には、第12及び第13に規定する工事成績評定委員会に意見を求めるものとする。
- 4 第1項及び第2項の事項については、第8及び第9の通知において明らかにするものとする。

(苦情申立て)

- 第11 局長又は事業（務）所長から回答の通知を受けた受注者は、回答書による説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により当該局長又は事業（務）所長に対して、苦情を申し立てができるものとする。
- 2 局長又は事業（務）所長は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知。以下「入札監視委員会通知」という。）により設置される入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続き及び苦情申立請求書の様式等については、入札監視委員会通知によるものとする。
- 3 局長又は事業（務）所長は、申立てに対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。
- (1) 苦情申立てが認められなかつた場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答するものとする。
- (2) 申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い局長又は事業（務）所長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。
- 4 局長又は事業（務）所長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- 5 局長又は事業（務）所長は、第10第2項の回答書において、苦情申立てができる

旨を明らかにするものとする。

(九州農政局工事成績評定委員会)

第12 局長が意見を求める九州農政局成績評定委員会の構成は、別表1に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

(事業所等工事成績評定委員会)

第13 事業（務）所長が意見を求める事業所等工事成績評定委員会の構成は、別表2に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

(創意工夫等に係る資料要求)

第14 当該工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」「総合評価技術提案」に関して、受注者が実施状況について別記様式（工事特性等実施状況）により提出できるものとし、その旨を特別仕様書に記載するものとする。

2 提出された工事特性等実施状況は、工事成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日以降から適用する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(平成27年10月1日付け27九企第55号)

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月28日から施行する。

なお改正は、平成29年4月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

別表1

九州農政局工事成績評定委員会

部会名	工事の種類	構成員
農村振興部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち事業（務）所が担当する工事	○委員長 農村振興部長 ○委員 会計課長 設計課長 当該工事担当課長 当該工事担当職員 当該工事評定者
一般部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち上記以外の工事	○委員長 総務部長 ○委員 会計課長 当該工事担当課長 当該工事評定者

別表2

事業所等工事成績評定委員会

構成員
○委員長 次長 (次長が二人置かれている場合は技術次長、次長が置かれていない場合は庶務課長)
○委員 庶務課長 当該工事担当課長 当該工事担当職員 当該工事評定者